

行政書士とちぎ



4

Apr. 2019

No.508



栃木県行政書士会

<http://www.gto.or.jp/gyosei>



マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ

2019年

4 月号

CONTENTS

1	目次
2	栃木県行政書士会の動き
2	○事業計画書の実用例
2	○国が推進するキャッシュレス社会
3	○市民法務部 シリーズ「相続」 第5回研修会開催
3	○登録事前相談会の開催
4	支部だより
6	栃木県行政書士会カレンダー（5月）
7	日行連だより
8	業務情報
12	おじゃましま～す！
13	支局かわら版（芳賀）
14	木もれび
16	申請取次行政書士の動向
17	談話室
18	会員の動き

No. 508

今月の表紙

千本松牧場 サクラ（那須塩原市）

写真提供 (公社) 栃木県観光物産協会

栃木県行政書士会の動き

事業計画書の実用例

2月28日（木）行政書士会館において、中小企業支援部主催の株式会社に関する研修第5回が開催された。

講師には経済産業省関東経済産業局産業部中小企業課より坂田様、高崎様、船越様の3名をお招きした。

1 生産性向上特別措置法（先端設備等導入計画）認定制度の概要

高齢化や人手不足、働き方改革への対応で中小企業の労働生産性が伸び悩む昨今、生産性の高い設備導入を促し事業者の労働生産性の向上を図る制度。中小事業者等が、市区町村から「先端設備等導入計画」の認定を受け、それに基づき一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロから1/2の間で市町村が定めた割合に軽減される。

（赤字の会社でも減税効果が期待できる）

「導入促進基本計画」を策定した市町村にのみ申請できる。栃木県内は全市町村が策定している。

2 中小企業等経営強化法による経営力向上計画 認定制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、担当省庁に認定された事業者は、①法人税について導入

した設備を即時償却（100%損金計上）または取得価格の10%の税額控除を選択できる。（固

定資産税の軽減と異なり法人税の減税なので黒字の会社にしか使えない。）②事業譲渡で取得した事業用資産について登録免許税、不動産取得税が軽減される。③日本政策金融公庫から低利融資が受けられる。④民間金融機関の融資に対する信用保証等が受けられ資金調達が容易になる。

3 経営力向上計画の認定を受けるための確認申請書類の作成について

この確認申請書及び添付する経営力向上計画書は事業計画書作成である。すなわち、我々の業務である。事業所管大臣が分野ごとに向上の方法を示した指針及び手引きに従い記入するだけなのでさほど難しいものではないと思われる。事業者を顧客に持っている会員ならこの業務を受ける可能性は高いが、全くの新規で受けた場合でも作成はできる。機会があれば積極的に受任されたい。

（中小企業支援部 綾部一成）



国が推進するキャッシュレス社会

3月18日（月）、栃木県主催の栃木県キャッシュレス推進セミナー報告に参加した。

キャッシュレス決済の普及により、
①人手不足で伸び悩む中小企業の生産性向上（特に外食業界）や現金コストの削減及び売り上げ等のデータ管理の効率化
②インバウンドの促進
③決済により得た情報を商品化するなどデータ利活用による売り上げ増加が期待でき、経済の発展に繋がる。

キャッシュレス決済端末はレジと併せて導入されるため、キャッシュレス決済端末の導入も複数

税率対応レジ・会計システム等の導入を補助する軽減税率制度対策補助金の対象となる。セットで導入した方が得である。補助金申請となれば我々の仕事が出てくる。

今回のセミナーに栃木県行政書士会は「とちぎ地域起業応援ネットワーク」構成員として呼ばれたわけだが、それは行政書士がキャッシュレス決済の普及啓発、経済の発展に寄与する者として呼ばれたということである。

行政書士会が中小企業を支援する機関として認識されているという証拠である。

（中小企業支援部 綾部一成）

市民法務部 シリーズ「相続」 第5回研修会開催

平成31年3月7日（木）、市民法務部主催のシリーズ「相続」第5回研修会が行われました。出席会員は30名で、行政書士会館会議室も満席状態でした。

今回は2部形式で行い、第1部「成年後見の基礎」をコスモス成年後見サポートセンター栃木県支部の会員でもある福田豊会員に、第2部「成年後見が関係する相続の進め方」を齋藤順子会員にお願いしました。



第1部は成年後見制度について、法定後見制度と任意後見制度の違いを中心に、それぞれの制度の流れ等を説明してくださいました。福田先生は、入会間も無い会員でも任意後見制度についての専門知識を身につければ、将来の行政書士業務に役立つと考えていらっしゃいました。

第2部は、成年後見制度が相続の手続きにおいてどのように関係するかというテーマで、成年被

後見人が死亡した場合と相続人の中に成年後見人がいる場合に分け、それぞれ具体的なケースを事例として説明してくださいました。

市民法務部としては、今後も成年後見制度が行政書士の業務にいかに関係するかを考えながら、事業や研修を進めていきます。



(市民法務部 岡井正樹)

登録事前相談会の開催

3月4日（月）午前11時から、会館会議室において総務部主催の登録事前相談会が開催された。これから登録をしようと考えている方々を対象にした相談会で、毎年行政書士試験の結果が発表された後の3月に設定していて、今年でちょうど10回目となる。

今年の参加者は12名で、手塚総務部長、中三川理事と私の3人で対応をした。今働いている仕事との兼ね合いや共同・合同事務所についてなど具体的な質問もあったが、やはり「仕事の依頼が来るのか」「受任した仕事を進めていけるのか」

といった、多くの登録予定者が持つ悩みが毎年質問に出てくる。対応をした3人とも「来た仕事は断らない」というスタンスの行政書士だが、準備のしかたや頼れる仲間を知っていれば、数百種類と多岐にわたる行政書士業務であってもやれないものは無いのではないだろうか。それらをどうやって知るかなどの質疑もあったので、今回参加された方々には参考になったことの多い相談会であったと思う。

(総務部 オブライエン奈美)



【那 須】

第2回那須支部研修会

3月6日（水）に三島公民館にて第2回那須支部研修会が開催されました。講師は栃木県行政書士会の横山眞会長が務めてくださいり、「相続手続きの実務と相続法」というテーマでご講義いただきました。参加会員は那須支部のみならず宇都宮支部、塩那支部からの参加もあり、20名の会員が横山会長の話に耳を傾けました。

相続法の変遷から民法改正に伴う新たな相続制度に関する変更点など盛り沢山にお話をいただき、大変勉強になる研修会でした。また、相続に不可欠な戸籍に関する話もしていただき、同時に、職務上請求書を使っての戸籍の入手に関して行政書士としての具体的な書き方の助言もあり、有意義な研修会でした。ベテランの会員にとっては知識の再確認となり、初学者にとっては良い勉強の機会となりました。

今回の研修会での横山会長の相続のお話は市民の関心も高く、行政書士として今後とも接していく機会が増えていく業務だと思います。しっかりと勉強して対応していくことの重要性を再認識させられるものでした。



(支局長 村上文夫)

【那 須】

第5回無料相談会

3月9日（土）に今年度最後の第5回無料相談会を那須塩原市西那須野公民館で午前10時から午後3時まで開催いたしました。開始時間である午前10時には既に相談者がお見えになり、午後3時までに5組の相談がありました。毎回相続の相談は多いですが、今回は相続を始めとして、後見制度や終活に向けての相談もあり、また、相続税に関するご心配をされている相談もありました。いつもよりは相談が多岐にわたる内容であったと思います。また、民法改正に併せて施行される配偶者居住権についても簡単に触れる必要があったものもありました。行政書士である私たちが身近な相談者として頼られることは非常に有り難いことですが、同時に幅広い知識なり視野を持つことの大切さをより強く感じた相談会でした。



(支局長 村上文夫)

【那 須】

那須支部親睦会開催

3月27日午前9時から、支部会員の親睦を深めるため、『北那須浄化センター』の施設見学、その後、『積丹北海道料理店』において食事会が行われました。

施設見学では、施設の方から下水道の概要について資料を見ながら説明を受け、映像を見た後に、施設をご案内いただきました。この施設では、普段から小学生等の見学を受け入れているそうですが、今回の見学者は『行政書士』ということで、

下水道と他の法令に基づく類似施設（農業集落排水施設や浄化槽他）では各々国交省、環境省、農林水産省で管轄が異なることなど、職種を考慮したご説明をいただきました。資料についても、分かりやすい様に、蛍光や赤色のラインを手書きで引いて下さっており、施設の見学においても、見る・触る・臭いを嗅ぐ等で実際に感じ取ることが出来るよう、ご説明、ご案内いただきました。個人で見学する機会は少ない施設だと思われますので、大変貴重な体験となりました。

見学後の食事会では、味付けの異なる数種類の美味しいお魚料理を頂き、『じゃんけん大会』でお土産まで頂きました。

支部事務局の丁寧な計画と手配、施設の方との



ても細やかなご対応によって、大変有意義な時間を過ごすことが出来ました。

(那須支部 富田倫子)

大塚正晴事務局長 就任!



事務局の大塚正晴さんが事務局長に平成31年4月1日付で就任いたしました。
大塚事務局長、今後ともよろしくお願ひいたします。

大塚正晴事務局長コメント

「13年近く事務局長不在のまま、役員・会員各位にご迷惑がかかるないよう仕事を進めて参りました。

事務局長という立場にはなりますが、これまでと同様に職員4名で協力し合って会務が滞りなく進むように職務を遂行していきます。

会員の皆様、顔ぶれは変わりませんのでご安心いただき、引き続きよろしくお願い致します」



栃木県行政書士会カレンダー（5月）

日	予 定	時 間	主 催
8 水	T I A相談会	10:00～	国際部
	申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
	市民相談 行政書類（遺言など） (於：足利市役所1階市民相談室)	13:00～16:00	足利支部
	外国人在留資格無料相談 (於：足利市生涯学習センター会議室)	13:00～16:00	足利支部
10 金	広報部会	13:30～	広報部
13 月	行政書士無料相談 (於：宇都宮市役所2階市民相談コーナー)	10:00～15:00	宇都宮支部
14 火	登録説明会	10:00～	総務部
15 水	K I F A相談会	10:00～	国際部
	総会・大会進行打合せ	13:30～	総務部
	議長団との打合せ	15:00～	総務部
	行政書士専門相談（於：小山市役所本庁舎地下1階市民相談室）（予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
16 木	事業者相談会	10:00～	国際部
17 金	定期総会	11:00～	
	定期大会	16:00～	
	懇親会	17:20～	
20 月	U C I A相談会	15:00～	国際部
22 水	行政書士専門相談（於：小山市役所本庁舎地下1階市民相談室）（予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
	行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） (予約問い合わせ：小山支部 田村会員 0285-45-0297)	10:00～12:00	小山支部
23 木	行政書士専門相談（於：下野市保健福祉センターゆうゆう館会議室） (予約問い合わせ：小山支部 生田会員 0285-52-2350)	10:00～12:00	小山支部
26 日	市民プラザ無料相談会 (於：うつのみや表参道スクエア5階市民プラザ)	13:00～16:00	宇都宮支部
29 水	登録説明会	10:00～	総務部

平成31年度「栃木県行政書士会定期総会」「栃木県行政書士政治連盟定期大会」

～開催のお知らせ～

日 時：2019年5月17日（金）

午前11：00～

場 所：「ホテル東日本宇都宮」

宇都宮市上大曾町492-1

TEL 028-643-5555

※出席される会員には昼食を用意します。

※総会・大会終了後、懇親会を予定しております。

※総会開催通知、資料、出欠回答はがき等は4月26日に全会員に発送予定です。



日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題
1451	H31. 3. 12	平成 31 年 3 月分会費納入について（お願い）
1456	H31. 3. 12	行政書士電子証明書の発行及び失効等に関する規則の改正について（お知らせ）
1470	H31. 3. 12	適正な価格による工事発注について（周知協力）
1488	H31. 3. 12	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正案への反対声明
1491	H31. 3. 12	建設キャリアアップシステムへの情報登録業務について
1496	H31. 3. 15	執行官の採用選考受験案内について
1498	H31. 3. 15	監察活動に係るアンケート調査結果について
1500	H31. 3. 15	司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案について
1502	H31. 3. 15	平成 30 年度法定業務研修テキスト利用料について
1505	H31. 3. 15	中央研修所通信の頒布について
1517	H31. 3. 19	ゆうちょ銀行主催「エンディングノート活用セミナー」について（ご連絡）
1521	H31. 3. 19	丁種封印規則の改正状況の報告等について
1526	H31. 3. 22	「行テラス」相談事業の実施結果に関するアンケートへのご協力について
1530	H31. 3. 22	行政書士法施行規則の一部を改正する省令案について
1532	H31. 3. 22	各单位会における法教育事業への取組み・推進状況等について（アンケートのお願い）
1534	H31. 3. 22	テレビ電話方式による定款認証制度について（周知）
1546	H31. 3. 29	オンライン申請利用促進パンフレットの周知
1573	H31. 3. 29	軽自動車 OSS ポータルサイトの事前開放について（周知）
1574	H31. 3. 29	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続の拡大について（周知）
1577	H31. 3. 29	東京入国管理局管轄組織名称一覧について
1578	H31. 3. 29	改訂版「行政書士マニュアル」（平成 31 年 3 月現在）のデータの送付について
1581	H31. 3. 29	知的資産業務一覧等の改訂について（周知）
1582	H31. 3. 29	「高齢者支援パンフレット」のご送付

制度推進部より





在留資格オンライン手続きについて（周知）

～日行連より～

出入国管理及び難民認定法及び同法施行規則の一部改正に伴う在留資格オンライン手続きについて、法務省入国管理局ホームページに詳細が公開されております。

在留資格オンライン申請手続きを行うための利用申出受付は3月29日（金）から開始され、実際のオンラインでの申請受付けは7月25日（木）から開始となります。（利用申出は3月29日に開始されますが、ID付与の結果通知メールは7月25日以降になります。）

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」をご覧下さい。

在留申請手続のオンライン化がスタート!!

Start of the online residence application procedures!!

2019年3月29日(金)
Friday, March 29, 2019
▶▶ 利用申出受付開始
Start of acceptance of requests for use
※オンラインで手続を行うには利用申出が必要となります。
In order to be able to use the online residence application system,
you will first have to submit a request for use.

2019年7月25日(木)
Thursday, July 25, 2019
▶▶ オンラインで申請の受付開始
Start of acceptance of applications online



対象となる外国人の在留資格は？
What statuses of residence are eligible for use of the online system?
入管法別表第1の在留資格（外交、特定技能、短期滞在は除きます。）が対象です！
The statuses of residence under Appendix Table I of the Immigration Control Act (excluding "Diplomat," "Specified Skilled Worker" and "Temporary Visitor") are eligible!

対象となる手続は？
What kind of applications can be submitted online?

- 在留期間更新許可申請**
(※) 具体的な対象範囲は下記ホームページで確認してください。
① Application for "Permission for Extension of the Period of Stay".
(*) For the specific applications that can be submitted online, please check the website given below.
- ①と同時に
再入国許可申請**
② Application for "Re-entry Permission" to be submitted at the same time as the permission in ①.
- ①と同時に
資格外活動許可申請**
③ Application for "Permission to Engage in an Activity Other Than That Permitted under the Status of Residence Previously Granted" to be submitted at the same time as the permission in ①.

**どんな人がオンラインで手続できるの？
対象となる利用者は？**
Who is able to submit an application online?
Who are the eligible users?
外国人又は法定代理人から依頼を受けた方々が対象です！
The following persons who have received a request from the foreign national or his /her statutory agent :
外国人を適正に雇用し、外国人雇用状況届出を履行しているなど一定の要件を満たす外国人の所属機関の職員の方
(※) 団体監理型技術実習については、実習実施者の方ではなく監理団体の方
Staff member of the foreign national's organization of affiliation, which meets certain requirements such as appropriately employing foreign nationals and fulfilling its obligation to submit a notification on the employment status of foreign nationals.
(*) In cases of technical intern training supervised by an organization, a staff member of the supervising organization.

こんなメリットがあります！
Benefits of the online system!
★窓口に出向く必要がなく、自宅やオフィスから手続可能！★利用料金不要！★24時間利用可能！
Possible to submit an application from home or the office without the need to come to the immigration counter in person!
No fees for use of the online system!
Available for use 24 hours a day!

オンラインでの手続の流れ Flow of online procedures



制度に関する詳細については、出入国在留管理局のホームページを確認してください。
For details of the system, please check the Immigration Services Agency website.
<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/onlineshinssei.html>



出入国在留管理局

Immigration Services Agency





組織名称の変更について（お知らせ）

～東京入国管理局より～

標記の件について、東京入国管理局より周知依頼がありました。

東京入国管理局管轄組織名称一覧

旧

新

本局：東京入国管理局 Tokyo Regional Immigration Bureau	東京出入国在留管理局 Tokyo Regional Immigration Services Bureau
支局：東京入国管理局 成田空港支局 Tokyo Regional Immigration Bureau Narita Airport District Immigration Office	東京出入国在留管理局 成田空港支局 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Narita Airport District Immigration Office
東京入国管理局 羽田空港支局 Tokyo Regional Immigration Bureau Haneda Airport District Immigration Office	東京出入国在留管理局 羽田空港支局 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Haneda Airport District Immigration Office
東京入国管理局 横浜支局 Tokyo Regional Immigration Bureau Yokohama District Immigration Office	東京出入国在留管理局 横浜支局 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Yokohama District Immigration Office
出張所：東京入国管理局 水戸出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Mito Branch Office	東京出入国在留管理局 水戸出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Mito Branch Office
東京入国管理局 宇都宮出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Utsunomiya Branch Office	東京出入国在留管理局 宇都宮出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Utsunomiya Branch Office
東京入国管理局 高崎出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Takasaki Branch Office	東京出入国在留管理局 高崎出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Takasaki Branch Office
東京入国管理局 さいたま出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Saitama Branch Office	東京出入国在留管理局 さいたま出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Saitama Branch Office
東京入国管理局 千葉出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Chiba Branch Office	東京出入国在留管理局 千葉出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Chiba Branch Office

旧

新

東京入国管理局 立川出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Tachikawa Branch Office	東京出入国在留管理局 立川出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Tachikawa Branch Office
東京入国管理局 新潟出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Niigata Branch Office	東京出入国在留管理局 新潟出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Niigata Branch Office
東京入国管理局 長野出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Nagano Branch Office	東京出入国在留管理局 長野出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Nagano Branch Office
東京入国管理局 甲府出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Kofu Branch Office	東京出入国在留管理局 甲府出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Kofu Branch Office
東京入国管理局 新宿出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Shinjuku Branch Office	東京出入国在留管理局 新宿出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Shinjuku Branch Office
東京入国管理局 東部出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Tobu Branch Office	東京出入国在留管理局 東部出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Tobu Branch Office
東京入国管理局 横浜支局 川崎出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Yokohama District Immigration Office Kawasaki Branch Office	東京出入国在留管理局 横浜支局 川崎出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Yokohama District Immigration Office Kawasaki Branch Office



自動車保有関係手続きの OSS の対象手続の拡大について ～日行連より～

標記の件について、日行連から周知依頼が届いております。

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。

- ・日行連文書.pdf
- ・国土交通省文書.pdf



軽自動車 OSS ポータルサイトの事前開放について ～日行連より～

標記の件について、日行連から周知依頼が届いております。

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。

- ・日行連文書.pdf
- ・軽自動車検査協会文章.pdf
- ・軽自動車OSSポータルサイト事前開放時アクセス方法.pdf
- ・各種二次元コードの表記改善について.pdf

平成31年地価公示結果に係る資料について ～栃木県総合政策部地域振興課より～

標記の件について栃木県総合政策部地域振興課より案内がありました。

この資料は、栃木県のホームページから印刷可能です。（下記URL参照）

[栃木県ホームページ 地価公示結果]

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/town/tochi/chika/kouji.html>

宇都宮市開発許可の手引き及び宇都宮市開発行為等審査基準の統合・一部改正について ～都市整備部都市計画より～

都市整備部都市計画より標記の案内がありました。

なお、宇都宮市開発行為審査基準（平成31年4月改正版）は市の窓口で配布されています。

市のホームページには近日中に公開される予定です。

当会事務局で閲覧することもできます。（全84頁）

◎開発許可の手引き・審査基準の統合・一部改正について（詳細表）

①手引きから審査基準に統合した内容

手引きの内容		顛末
第1章	第1 開発許可制度主旨	序章として審査基準に挿入
	第2 用語の定義	審査基準第1章（総則）に挿入（第3）
	開発行為の適用範囲	審査基準第2章（一般的基準）に挿入（第12）
	第3 市街化調整区域における基準（立地基準）	審査基準第3章（立地基準）と重複のため削除
	開発審査会提案基準	審査基準第3章（立地基準）に挿入（第24）
	第4 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限（法第43条第1項）	審査基準第25と重複のため削除
	事前相談について	審査基準第6章（開発許可に係る手続き）に挿入（第40）
	第5 開発行為の一体性	審査基準第2章（一般的基準）に挿入（第13）
	開発行為に係る工事の事前着工	審査基準第2章（一般的基準）に挿入（第14）
	第6 開発許可による整備の基準（1）～（5）	審査基準第5章（技術的基準）と重複のため削除
	敷地面積の最低限度	審査基準第2章（一般的基準）に挿入（第15）
	開発区域の明示	審査基準第2章（一般的基準）に挿入（第16）
	開発行為を行うのに適当でない区域	審査基準第2章（一般的基準）に挿入（第17）
第2章	第7 開発行為の諸手続き	審査基準第6章（開発許可に係る手続き）に挿入（第40）
	第8 開発許可後の手続き等	審査基準第6章（開発許可に係る手続き）に挿入（第41）
	第9 開発許可申請等の手続きフロー	審査基準第6章（開発許可に係る手続き）に挿入
第3章	第10・11 関係する法令	審査基準付録として末尾に収録
	第12 開発許可等申請手数料	審査基準第6章（開発許可に係る手続き）に挿入（第43）

②上記以外の加筆・修正

P8	第18（市街化区域における開発行為に伴い生ずる残地の取り扱い）	新規追加
P34	第34（排水施設に関する基準）	・管渠・マンホール・取付管の構造及び水質に係る基準を一部変更
P75	第42（開発許可に係る標準事務処理期間）	新規追加
P77	【付録】土地関係諸法令による開発規制一覧	・機構改革・関係法改正に伴い一部変更（景観法、屋外広告物関係等） ・新規追加（宇都宮市ごみステーション設置要領）

種苗法施行規則の一部を改正する省令及び農林水産省告示第534号の一部を改正する告示の施行について ～日行連より～

標記の件について、日行連経由、農林水産省から周知依頼が届いております。

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。

- ・日行連周知依頼文章.pdf
- ・農林水産省周知依頼文章.pdf
- ・種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する告示案の概要.pdf
- ・種苗法施行規則の一部を改正する省令案の概要.pdf



氏 名 浅野知則

事務所名称 浅野知則行政書士事務所

所 在 地 鹿沼市上殿町806番地1

入 会 日 平成29年10月2日

平成30年の10月から行政書士を開業とのことですが、開業されたきっかけと、これまでどのようなお仕事をされてきたのか教えてもらってもいいですか？

自分が大学を出た時は、超就職氷河期で就職には大変苦労をしました。やっとの思いで就職できたアニメ関係の仕事を東京でしておりましたが、31歳の時に体調を崩して仕事を辞めてしまいました。その時もリーマンショックの頃で景気が悪い時でした。そんな時期に辞めてしまい、年齢的にも再就職が厳しい状況で、これからどうしようかあと思い悩んだ時、やっぱり手に職があった方がいいと思い、それから士業を目指した経緯があります。もちろん、父親も行政書士だったという影響も少なくありません。行政書士を取得したのは平成23年の試験（平成24年に合格発表）でしたが、その時も大宮の予備校で学習中に東日本大震災に遭遇して、帰宅難民になったりと、いろいろと時代に翻弄されてきました。

そうですか、大変な苦労をされてきたのですね。その一方で、お父様は栃木県行政書士会の会長のご経験もある浅野吉知先生ですね。浅野さんは、司法書士の資格もお持ちですが、それ以外にもどんな資格をお持ちですか？

司法書士の他、行政書士、宅地建物取引士、測量士補等を持っています。とは言っても、司法書士と行政書士を資格登録していますが、なかなか他の資格の仕事までは1人でこなすのは難しいですよね。

今はどんな仕事が多いのですか？

どちらかというと、司法書士業務の方がメインで、登記を中心に業務をしております。また、法人の法務関係の業務なども多いですね。ここに来て最近増えてきているのが、相続、遺言関係でしょうか。行政書士の業務も依頼を受けますが、父の方が詳しい業務は、そちらにお願いしちゃうケースも少なくありません。例えば農地転用等は、不慣れな自分が頑張るよりも、父の方が百戦錬磨で詳しいので、お客様にとってもメリットが大きいんだろうという判断で、仕事をお願いしております。

お客様のメリットを第一に考えて業務をされているのですね。それは、本当にすごい事だと思います。

お客様あっての自分ですから。そこは、お客様のメリットを第一に考えて、お客様に喜ばれる様な仕事を提供出来るよう、常に心がけております。

趣味等はありますか？

趣味という訳ではありませんが、全国青年司法書士協議会の不動産登記・法務研究委員会の委員長をやっていまして、月一回、全国あちこちで役員会があり、全国の若手司法書士と意見交換をして刺激を受けております。京都や奈良等は、妻と一緒にあって、自分は会議や研修、妻は観光をしていますが、会議等の後は妻とゆっくり遊んできます。

いやあ一栃木県内からほとんど出ない自分にとっては、それはすごくうらやましい！

浅野さんの事務所は、平成29年に出来たばかりということで、とても綺麗で、木の香りが漂う素敵なお事務所でした！是非、皆様もご相談等がありましたら、訪ねてみては如何でしょうか？

（鹿沼支局長 小太刀庸恭）



支局かわら版

焼森山ミツマタ群生地

芳賀支部

今回ご紹介するのは、最近茂木町の新たな名所となっている焼森山の「ミツマタ群生地」です。



ミツマタとは、高さ2メートルほどの樹木で枝が必ず3本に分かれることからその名が付きました。枝先に小さな花がまとまって半球状に咲き樹皮は賞状や紙幣の原料としても知られています。

そのミツマタが群生している焼森山は、花が咲き誇るこの時期、まさに「妖精の森」へと変身します。

ミツマタ開花時期に合わせ宇都宮駅および真岡鐵道茂木駅から、焼森山に近い道の駅「いい里さかがわ館」までJRの特別バスが運行し更に「いい里さかがわ館」からはミツマタ群生地までマイクロバスが随時運行しています。



ミツマタの開花時期は3月中旬から4月中旬となっており、春の陽気の中で気持ち良く散策するにはもってこいです。登山道の入り口に近いこともあります。登山ウェアに身を包んでミツマタを楽しんでいる観光客の方も多く見かけます。



茂木町の保護地域に指定されているためゴミの持ち帰りは当然のこと、草花の採取をしないといったマナーを守ってみなさん観光されています。自然を守りながら神秘的な風景を楽しむことは、とても素敵なことではないでしょうか。

自然の神秘を楽しんだ後は道の駅「いい里さかがわ館」で100%地元産の石臼挽きそば粉を使用した手打ちそばに舌鼓を打つことができます。



また、この時期は近くにある観光いちご園「美土里農園」でいちご狩りを楽しむこともできます。

この記事が出るのは4月中旬ですから、もしかすると今年の見ごろは過ぎているかもしれません。が、とても素敵な場所ですので、来年是非お出かけください。

(支局長 矢野健太郎)



我が家に飾ってあるカレンダーは幾つかありますが、その一つには今月の標語が書かれています。ちなみに、この原稿を書いている3月の標語は

「向上心の有る無しで苦労は成長の糧にも不満の種にもなる」とあります。また、この「木もれび」が掲載される4月の標語は「謙虚に教わる気持ちでいればすべての事から何かが学べる」と書かれています。この二つの標語は言われてみれば、「そうだな」と納得できる示唆に富んだものですが、ついつい忙しい日常の中では忘れていることが多いのも現実かと思います。

学校に行けば、その学校の教えというか標語に近い目標のようなものが書かれています。また、会社を訪ねると社是のようなものがあり、多くの人達がこうした示唆に富んだ言葉に日常的に接してはいるものの多忙を極める日々の中では時々立ち止まらないと忘れて過ごすことも多いのもこうした標語の特徴ではないかと思います。

苦境に陥っている時には悪戦苦闘の中で解決策がなかなか見つからないと苛立ちと共に大きなストレスを感じるもので。また、苦境を脱して物事が好転してくると調子の良さに自分の実力だな

どと過信してしまうものです。日々置かれた状況を冷静に判断することはなかなか難しいものだとつくづく思います。

日々の生活の中で、また、仕事の中で大切にしていることは人それぞれ違っていると思いますが、こうした標語は先人たちの多くの知恵が凝縮されたものだと思います。還暦を過ぎた私自身もまだまだ修行が足りないと感じる時があります。ご紹介した二つの標語は私が日に何度も目にしているにもかかわらず、何かに気を取られると忘れてしまいます。何とも難しいものです。

こうした先人たちの知恵が詰まった多くの教えを自分のものにできれば、周りの景色の見え方も変わって来るのだろうと思います。他人を変えることはできませんが、自分自身を変えることはできます。謙虚な気持ちで自省したいと思っています。

ご参考までに、5月の標語は「物の浪費は補えても時間の浪費は取り返せない」。

(那須支局長 村上文夫)

5/16(木)経審&評点アップセミナーを開催します

経審セミナーに参加すれば・・・ <ul style="list-style-type: none"> 最新の改正内容がわかる 評点アップのポイントがつかめる 		 <p>お客様の評点をあげるためににはどうしたら…?</p>	開催日時 5月16日(木) 13:30~17:00	
 <p>評点アップに繋げるためには… 今の傾向は…</p>		 <p>的確なアドバイスでお客様からの信頼度アップ</p>	会場 とちぎ福祉プラザ403号室	
		 <p>ネットコアの 経審セミナーにおまかせください!</p>	受講料 2,000円/名(税込)	定員 15名
<small>お申込書は弊社HPよりダウンロードをお願いします。 空席の有無、詳細につきましては、 お気軽にお問い合わせください。</small>				

Net-Core
国土交通省登録経営状況分析機関(登録第8号)

Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303 詳しくは株式会社ネットコアで検索!
〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A 株式会社ネットコア

『コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会』開催のお知らせ

主催 (一社) コスモス成年後見サポートセンター
栃木県支部

全5回で下記日程でコスモス入会前研修会を開催致します。

研修で使用するDVD・テキストはコスモス成年後見サポートセンターで制作した全国統一の内容です。ただし、今回より研修内容、テキスト、DVDが一新され全く新しくなりました。

研修はコスモスへ入会を前提に開催するものです。研修修了者はコスモスへ入会して成年後見業務に携わって行きたいと思っている方の受講を期待いたします。

すでに入会前研修を受講して、コスモスに入会しないで有効期間の2年が経過してしまった方で入会を希望する方は再受講となりますので、申込をしてください。有効期限は2年です。

○ 日程、内容、時間

実施日	研修日	科目(内容)	講義時間	開始時間～修了時間
第1回	6月1日(土)	成年後見業務と倫理	1H 16' 01"	9:30～12:30
		成年後見制度利用促進法について	1H 32' 13"	(2H48' 14")
		成年後見制度概論	53' 52"	13:15～16:15
		法定後見制度の基礎	50' 10"	(2H46' 31")
		任意後見制度の基礎	1H 02' 29"	
		受任から終了まで① (地域での活動と地域からの相談)	52' 32"	9:30～12:00
第2回	6月15日(土)	受任から終了まで② (法定か任意か、公証人との連携)	56' 18"	(2H25' 28")
		受任から終了まで③ (申立～選任後にまず行う事)	36' 38"	
		受任から終了まで④ (身上監護(保護の実務))	44' 22"	12:45～16:15
		受任から終了まで⑤ (財産管理の実務)	58' 20"	(3H9' 36")
		受任から終了まで⑥ (相談を受ける心構え)	38' 31"	
		(相談機関、法令等)	48' 23"	
第3回	6月29日(土)	受任から終了まで⑦ (事務報告)	25' 02"	9:30～12:00
		受任から終了まで⑧ (変則的な類型による後見事務)	49' 42"	(2H23' 24")
		受任から終了まで⑨ (生活保護のケース)	1H 08' 40"	
		受任から終了まで⑩ (任意後見の事例)	1H 08' 09"	12:45～15:45
		受任から終了まで⑪ (修了事務と死後事務委任)	30' 20"	(2H57' 54")
		受任から終了まで⑫ (成年後見人としての経験談)	1H 19' 25"	
第4回	7月13日(土)	認知症に関する理解	2H 49' 28"	9:30～12:30
		知的障がいのに関する理解	1H 29' 59"	13:15～16:00
		精神障がいに関する理解	1H 03' 47"	(2H33' 46")
第5回	7月27日(土)	親亡き後とご家族との相談で注意する事 (前半)	1H 11' 54"	9:30～12:00
		(知的障害を有する方の成年後見行政書士に求められるもの) (後半)	1H 05' 14"	(2H27' 8")
		業務管理、業務報告の必要性と報告書の作成	1H 05' 03"	12:45～15:00
		効果測定(テスト)	1H 00' 00"	(2H5' 3")

※第1回(6/1)のみ開講式と説明を9:15～9:30に実施しますので。9:15までに集合ください。

また、昼食は各自用意して下さい。弁当も頼めます。ただし2人以上いないと頼めないです。

- 会場 栃木県行政書士会館 2階会議室
- 講師 コスモス成年後見サポートセンター会員 (DVDとテキストでの講義)
- 受講料 15,000円 (研修+テキスト+効果測定試験を含む)
- 第1回の研修日に微収致します。テキストもその日に配布いたします。

申込 下記申込書に必要事項を記載して、コスモスとちぎ宛にFAXでお申込み下さい。

申込みは5月15日まで、テキスト作成の都合で締切日以降は受付不可。

また、途中からの申込みは受付けていません。

(申込締切日=5月15日・FAX送信先=0288-22-4097 福田 勝守)

『コスモス入会前研修会』(H31.6～) 参加申込書

支部名 部

平成 年 月 日

事務所 _____

所在地 _____

会員名 _____

TEL _____

FAX _____

財務経理部からのお知らせ



4月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。

なお、T-NET の方、ゆうちょ銀行からの引き落としの方は、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」に関連し、本来の振替日が

5月7日に変更となっております。例年と違いますのでお気を付け下さい。

皆様の御協力をお願い致します。



《引落し日》

T-NET 申込の方、ゆうちょ銀行引落の方 → **5月7日（火）**

上記以外の方 → **4月25日（木）**



納入期日（今回は第1期分に該当します。）

●第1期分（4月～6月）	→	4月末日
第2期分（7月～9月）	→	7月末日
第3期分（10月～12月）	→	10月末日
第4期分（1月～3月）	→	1月末日



栃木会の
申請取次行政書士
の動向

新規申出（3月）	2名
更新申出（3月）	2名
有効期限切れによる減少（3月）	1名
申請取次行政書士（3月末現在）	124名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページー会員専用ページー各種データー事務局関連」をご確認ください。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）
次回の予約締切日：4月26日（金）受付日：5月8日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月15日です。

（更新手続きは有効期限の2ヶ月半前から受付できます。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

【ご注意】顔写真は、証明写真（写真館または証明写真機で撮影したもの）のご用意をお願いいたします。（ご自分で撮影し家庭用プリンターで印刷したものは、影が入ったり、鮮明でないものがあり、入管で受付できないことが多いため）



『1978年のE.YAZAWA 1』

『1979年の歌謡曲／スージー鈴木』という単行本を読みました。79年のヒット曲を解剖した本で、著者によると、この年のヒット曲には、「特殊性と魅力性」があるという。世代的に被る私にとっては、懐かしさを感じる曲満載ではありました。

私は『1964年のジャイアント馬場』と『1976年のアントニオ猪木』というタイトルの2冊を所持していることを思い出しました。著者はとも柳澤健氏。帯に「1964年1月、アメリカンマットの最前線で戦う馬場に対し、グレート東郷が提示した手取り年収27万ドル」とあり、64年はG馬場さんの全盛期。かたやA猪木さんは76年に異種格闘技戦として、アリ戦とルスカ戦を実現させています。その人物にとって深い意味を持つターニングポイントとなった、その1年にスポットを当てた、ノンフィクション性が際立つ俊逸なタイトル。

そして、ここからいつも通りの強引な手法。私の敬愛する矢沢永吉氏で考えてみるわけですね。さしづめ『1978年のE.YAZAWA』――。

●1977年8月、日本のロック・スターとして初めて日本武道館を満杯にしたが、真の意味での矢沢元年は1978年であった。

(J-ROCKベスト123／篠原 章)

昭和53（1978）年

3月：EP『時間よ止まれ』発売
5月：前年分の「長者番付」発表
6月：LP『ゴールドラッシュ』発売
7月：単行本『成りあがり』発売
8月：後楽園球場でコンサート開催
12月：LP『LIVE後楽園スタジアム』発売

★『時間よ止まれ』①★

◆この年に始まった『ザ・ベストテン』では9週にわたりランクイン（最高位4位）したものの1度も出演しないという、強烈な印象を残しました。

●たまたまシングルがヒットしたからといってテレビに出たら、これまでコンサートやアルバムで積み上げてきた過程を崩すことになる。だからお断りしたの。必要なら、こっちから頭を下げてでもますよ。

（～矢沢永吉写真集19490914）

●矢沢永吉に発注した（資生堂の）宣伝課・田代勝彦主任は、彼がこたつに入りながら作ったのがこれだといって、「時間よ止まれ」のテープを持ってきてくれたのが、それをキャンペーンに使った半年前の52年末のある昼下がりのことだったと打ち明けたあとで、矢沢の起用に踏み切った『舞台裏』について隠さず話してくれた。

「レコードや録音テープの視聴はもちろん、彼の講演先にも何度も足を運びましたよ。主にファン層を知るのが目的です。特定の限られたファンだけであっては困りますのでね。小さいのがいるし、かなりの年齢のファンもいることをそれで知り、イケルとの結論を出したのです」――。

（ザ・サクセス・ストーリー／塩沢茂）

●1978年夏。ロック歌手、矢沢の歌声がブラウン管から流れた。「時間よ止まれ 生命のめまいの中で」――。資生堂は夏用化粧品の広告に「時間よ止まれ まぶしい肌に」というコピーを選んだ担当ディレクターは「バラードを作ってほしい」と頼み込む。ロック以外の注文に矢沢は驚いたが、いきなりギターを取り出し、弾き始めた。それがサビのメロディだったという。当時のCMは60秒。歌が流れモデルが映る。水着姿で海辺を歩いたり、ほほ笑んだり。最後に商品の紹介。イメージソングと呼ばれる手法だ。（中略）資生堂宣伝部の田代勝彦部長は「イメージソングは絵と連動せずにムーディーなCMが多かった。好景気の産物」という。80年代にCMが15秒になるとイメソンは姿を消した。代わって、ドラマの主題歌の「タイアップ」時代がやってくる。

（新聞記事／詳細不明）

◆昭和53年に生まれた人は、今年41歳。あなたは生まれていましたか。私が矢沢永吉という存在を意識した41年前。あの頃『ボス』石原裕次郎さんや『お嬢』美空ひばりさんを『大物』として有難がる大人たちに違和感があったものです。お2人とも当時40代だったと思います。今の若者は今年70歳になる矢沢さんに対して、どういうイメージを持っているのでしょうか。とても、興味がありますね。

そして、勝手に続くわけです……何と、4回も。

（足利支部 きねぶち★とおる）

栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(平成31年3月31日現在)

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名	電話	備考
				所在地		
	宇都宮	H31.3.1	320-0043	行政書士たどろく事務所	028-612-1526	
	田所 良二			宇都宮市桜2-1-36		
	塩 那	H31.3.1	329-1574	田中行政書士事務所	090-3061-3430	
	田中 康広			矢板市乙畠1643		
	栃 木	H31.3.15	328-0012	諏訪浩一行政書士事務所	0282-22-7070	
	諏訪 浩一			栃木市平柳町1-15-6		

【退会】濱野勝美会員、田沼 穓会員のご冥福をお祈りいたします。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
小 山	大森和比古	H31.3.31	廃業	宇都宮	濱野 勝美	H31.2.19	死 亡
宇都宮	槌谷 恒夫	H31.3.31	廃業	足 利	柿沼十三夫	H31.3.31	廃業
佐 野	田沼 穓	H31.2.17	死 亡				

【変更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
栃木	会田 哲治	所在地	栃木市箱森町39-12
足利	岩本 正代	電話番号	080-7452-4246

栃木県行政書士会 事務局のお休みについて

平成30年12月14日に施行された「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」に伴い、2019年のゴールデンウイークは**4月27日(土)から5月6日(月・振替休日)**まで、事務局は閉局となりますのでご承知おきください。

4月の最終日は4月26日(金)17:00まで、5月の初日は5月7日(火)9:00からとなります。宜しくお願いします。

編	新年度がスタートしました。	行政書士とちぎ 4月号 №508
集	理事も一新され、また来月から元号も新たになります。	発行人 栃木県行政書士会 会長 横山眞 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 電 話 028-635-1411(代) FAX 028-635-1410 メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp ホームページ http://www.gt9.or.jp/gyosei
後	どんな未来が待っているのでしょうか。	編集部 定価 250円 印刷所 有限会社 高久印刷
記	(広報部 山本昭子)	

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます)



行政書士とちぎ 2019.4

平成31年4月15日発行

第508号

栃木県行政書士会

〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

行政書士は頼れる街の法律家

行政書士は、わざわざな証認書や廻引、遺嘱や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします。



女優／小芝 風花

平成30年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省
後援：栃木県



日本行政書士会連合会 マスコットキャラクター
「アドちゃん」



行政書士相談センター

電話無料相談 (月～金 9:00～17:00
年末年始・祝祭日除く)

028-638-0919

マスコットキャラクター アドちゃん